

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起算の翌日)
(當日起算の翌日)

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更是、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山守地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

◇告 示

字の区域の変更

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

目 次

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地処分

保安林の指定予定

土地収用法による事業の認定

都市計画事業の事業計画の変更の認可（三件）

都市計画法第六十六条による告示（二件）

告 示

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十六年二月一日現在の地番による。）
大字堀字東権現堂	大字堀字東権現堂のうち五二一九の三、五二一九の九、五二一九の一〇、五二一九の一七、五二一九の二二から五二一九の二四まで、五二一九の三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字堀字東権現堂
大字堀字東権現堂のうち八六〇、八六一、八六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字堀字東権現堂
大字堀字東権現堂八六〇、八六一、八六二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字東権現堂の全域、大字堀字東権現堂九〇九から九一一までの一部、九一五の一部、九一六の一部、九一六の一、九二一の一部、九二二の一部、九二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一〇

			大字堀字北権現
堂	大字堀字西権現	大字堀字上権現	大字堀字北権現堂のうち九〇九から九一一直到一部並びに大字堀
大字堀字後口山	大字堀字西権現堂のうち九六九の二以外の区域	大字堀字上権現堂のうち九二七から九四三まで、九四三の一部、九四四の一部、九四五の一部、九四六の一部、九四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	字上権現堂九二七の一部、九二八の一部、九三〇の一部、九三三から九四三まで、九四三の一部、九四四の一部、九四六の一部、九四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
			九二二及び九二六と一体をなす国有地の一部並びに大字堀

九二二及び九二六と一体をなす国有地の一部並びに大字堀
字上権現堂九二七の一部、九二八の一部、九三〇の一部、
九三三の一部、九三三から九四三まで、九四三の一部、九四
四、九四五の一部、九四六の一部、九四六の二の一部
及びこれらと一体をなす国有地

大字堀字北権現堂のうち九〇九から九一一直到一部
九一五の一部、九一六の一部、九一六の一部、九二一の一部、
九二二の一部、九二六の一部及びこれらと一体をなす国有
地並びに九一〇、九二二及び九二六と一体をなす国有地の
一部以外の区域、大字堀字上権現堂九二七の一部、九二八
の一部、九二九、九三〇の一部、九三一、九三二の一部、
九四六の一部、九四六の一部及びこれらと一体をなす
国有地並びに大字堀字後口山九七三の二の一部、九七四
の一部、九七四の二、九七四の三、九七五の二、九七六
の二、九七九の三及びこれらと一体をなす国有地

大字堀字上権現堂のうち九二七から九四三まで、九四三
の一、九四四、九四五の一部、九四六の一部、九四六
の二の一部、九四六の二の一部及びこれらと一体をなす国
有地以外の区域、大字堀字権現堂五二九の三、五二九の九、
五二九の一〇、五二九の一七、五二九の二二から五二九の
二四まで、五二九の三〇及びこれらと一体をなす国有地の
一部、大字堀字西権現堂九六九の二並びに大字堀字後口
山九七三の二の一部及び九七四の一部

大字堀字後口山のうち九七三の二、九七四の二から九七
四の三まで、九七五の二、九七六の二、九七九の三及びこ
れらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池淵真理	鳥国薬第四七七号	昭和五十七年一月八日
磯部俊一	鳥国医第二、七一五号	昭和五十七年一月二十五日
周防真弓	鳥国医第二、七一六号	昭和五十七年一月二十七日
国分きよ子	鳥国医第一、七一七号	"
虎谷久美子	鳥国医第一、七一八号	昭和五十七年一月二十八日

鳥取県知事登記簿

飼料の安全性的確保及び品質改善に関する法律(昭和41年法律第111号)第11条第5項の規定に依り、昭和57年3月9日登記した
飼料の試験の結果を次のとおり公表する。

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要								備考	
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん酸塩	揮発性水溶性ペプシン消化率	D C P T D N	M E	
下関市林業株式会社飼料部	境港市上道町1031 有限会社三代肥糧店境港営業所	まるは印配合飼料 まるは印配合飼料	57.1 9.6 57.1 17.6 4.3	1.6 2.3 10.6	3.55 0.68								
山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料後期 くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤー17 くみあい標準 くみあい標準 成鶏用エッグマッシュ16 くみあい配合飼料 種豚用ハイブリード くみあい配合飼料 和牛繁殖産1号 くみあい配合飼料 ニュートンエースB	57.2 15.0 3.8 57.1 17.8 4.6 57.2 16.9 4.5 57.2 16.1 3.1 57.2 16.9 2.5 57.2 16.9 2.5 57.2 17.5 3.8	4.0 2.6 4.0 2.6 4.5 5.5 4.2	6.8 11.9 2.8 2.8 11.0 7.6 5.8	1.43 4.00 3.62 1.05 7.6 1.12 0.76	0.72 0.64 0.73 0.57 0.52 0.81 0.76				2737.9 2816.2 2810.6		

- 注 1 飼料の名称の欄中「〔〕」は、飼料の安全性的確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県知事職務代理
鳥取県知事
西尾 次

昭和57年3月9日

鳥取県告示第二百三十五号

昭和五十七年二月二十二日付けで西伯郡西伯町法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯（常清）地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 次

に基づき、昭和五十七年二月六日付けで国府町から申請のあつた県営で行う土地改良（河合谷地区農地開発）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年三月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十七号

昭和五十七年二月六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（福富地區農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る山守地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月九日

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

昭和57年3月9日 火曜日

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百四十号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

一 施行者の名称
鳥取県知事職務代理人
倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取県副知事 西 尾 邑 次
倉吉都市計画公園事業 第五・六・一号打吹公園

三 事業施行期間
昭和四十六年五月十八日から昭和五十九年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

一 起業者
羽合町

事業の種類

町立長瀬地区子供運動広場新設事業

起業地

1 収用の部分 東伯郡羽合町大字長瀬字荒神ノ外地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
羽合町役場

鳥取県告示第二百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県告示第二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 七一五一一今町棒鼻線

二 都市計画事業の種類及び名称
三朝町
三朝都市計画緑地事業 第一号三徳川緑地

- 三 事業施行期間
昭和五十二年十二月二十七日から昭和六十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
昭和五十四年十二月十四日から昭和五十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
昭和五十四年十二月十四日から昭和五十九年三月三十一日まで

收用の部分 変更なし

收用の部分 変更なし

- 使用の部分 変更なし
- 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

一 施行者の名称

昭和57年3月9日 火曜日

鳥取県

- 二 都市計画事業の種類及び名称
東郷都市計画公園事業 第五・八・一号東郷湖羽合臨海公園
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四 事業地の所在
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
事業地の所在
鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取県

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 第五・八・一号東郷湖羽合臨海公園

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

- 四 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
事業地の所在
鳥取市東町一丁目二二〇番地